

経済財政諮問会議

議 事 録

(平成 14 年第 6 回)

(開催要領)

1. 開催日時: 2002 年 3 月 8 日(金) 17:40~18:43
2. 場所: 官邸大客間
3. 出席議員

議長	小泉 純一郎	内閣総理大臣
議員	福田 康夫	内閣官房長官
同	竹中 平蔵	経済財政政策担当大臣
同	片山 虎之助	総務大臣
同	平沼 赳夫	経済産業大臣
同	速水 優	日本銀行総裁
同	牛尾 治朗	ウシオ電機(株)代表取締役会長
同	奥田 碩	トヨタ自動車(株)取締役会長
同	本間 正明	大阪大学大学院経済学研究科教授
同	吉川 洋	東京大学大学院経済学研究科教授
	尾辻 秀久	財務副大臣
	石 弘光	税制調査会会長
	西室 泰三	地方分権改革推進会議議長

(議事次第)

1. 開会
2. 議事
 - (1)税制のあり方について
 - (2)その他
3. 閉会

(配布資料)

○日本経済社会のあるべき姿と税制改革の理念の検討 (有識者議員提出資料)

(本文)○議事の紹介

(竹中議員) それでは、総理は少し遅れて来られるということですので、ただいま

から平成14年度第6回経済財政諮問会議を開催させていただきます。

本日は、お忙しいところお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

(報道関係者退室)

○平成13年10－12月期四半期GDP速報について

(竹中議員) それでは、まず本日の議事について御説明いたします。本日は「税制のあり方について」御審議をお願いいたします。

この議題に関しましては、内閣府設置法第24条第1項の規定に基づきまして、関係する審議会の長としまして、石税制調査会会長及び西室地方分権改革推進会議議長に御出席いただいております。

また、塩川議員が国会の関係で欠席されますので、尾辻財務副大臣においでをいただいております。

審議に入ります前に、実は本日朝、平成13年10－12月期四半期GDP速報が発表されております。簡単に御説明させていただきますけれども、GDPはマイナス1.2%と、3四半期連続のマイナスとなりました。民間消費支出は、プラス1.9%と安定的な数字を示しましたが、民間企業投資がマイナス12%という大幅な落込みとなりました。

マイナス1.2%という数字は、なかなか厳しい数字ではありますが、10－12月期の数字であります。そういった状況を見越して、我々は11月～12月にかけて、第2次補正予算の審議もしたところでありますので、それなりの対応は取れていると考えてよろしいのではないかと思います。

これにつきましては、また、こういった数字も踏まえまして、来週、月例の経済報告がございますので、最近の状況はまた少し違った状況も見られておりますので、閣僚の方にはその場での御審議をお願いしたいと思います。

それでは、時間の制約がありますので、税制のあり方についての審議に移りたいと存じます。

まず、石税制調査会会長及び西室地方分権改革推進会議議長から、それぞれのお考え方等について、御発言をいただきたいと思っております。

石会長、お願いいたします。

○税制のあり方について

(石政府税制調査会会長 以下、「石会長」) 石でございます。よろしく申し上げます。税調といたしましても、このような機会を設けていただきまして、代表して御礼申し上げます。

時間が10分と限られておりますから、そう長々とした御説明はできませんので、資料は用意してまいりませんでした。税調での審議を踏まえまして、以下、2点を中心に御説明をさせていただきたいと思っております。

第1点は、言うまでもなく、今、政府税調は何をしているかということの御説

明であります。1月17日に、総理におでまいただきましたから、本格的な審議を行い始めておりまして、今、月2回、基礎問題小委員会、それを受けて総会を1回という訳で、月に大体平均して3回の議事をこなし、とりわけ、ということが議題になっているかと言いますと、やはり基本的なスタンスを固める必要があるという意味で、21世紀の税制のあり方とか、税の空洞化とか、あるいはレーガン、サッチャーから何を学ぶか、もう1回総ざらいして、これから本格的な詳細な議論に行く準備をしております。

塩川大臣からの御示唆もございまして、3月、4月と税のための対話集会、つまり地方公聴会をやる予定でございまして、3月、千葉と鹿児島に行きますが、そこに本間議員にも御出席いただくという形で、諮問会議と政府税調の合同の地方公聴会が開けるといって形になっております。

一応、6月を目途に、小泉改革の中での税制の抜本改革をまとめたいと考えております。そういう意味で、5月末から6月にかけて、主要な論点、どういふことをどうするかという形のものをごにしたいと考えておりますし、またそれを受けて、7月、8月も、税のための対話集会を、できるだけ多くの場所でやって、秋には、然るべき案を公表したいと考えております。

我々税調は、来年の9月に任期3年が終わります。そのときに、森前首相から諮問されました「21世紀初頭の税制の望ましいあり方」ということに関しましては、最終的な中期答申を出そうということにしておりますので、今、始めております議論は、来年の9月につながる議論であるというふうにご理解をいたしております。これが第1点でございます。

第2点は、より重要な問題ですが、現在、税制改革をどういふ視点で、どういふ考え方で、また、どういふことを見込んで議論しているかということをご、かいつまんで御説明をいたします。

大きな問題が2つあると思っております。1つは、中長期的な視点。構造改革との関連におきまして、税制がいかにあるべきかとなれば、日本の経済社会の変化に対応した形で、税制をどう持っていくか、あるいは構造変革を促すために税制をどうするかといった視点、これが第1点でございます。

第2点は、今、マスコミも含め、あるいは政界も含め、短期的にデフレ対策をどうするかということで、税制の活用が非常に期待されておりますが、それに対してどのような形で税制を持って行ったら良いかという問題でございます。

税調では、第1の中長期の視点がメインでございます。抜本改革の必要性、構造改革との関連、この議論がどうしても主軸になるし、そうあるべきだと思っておりますが、短期的についてどう考えるかは後ほど申し上げたいと思っております。

そこで、中長期構造変革との関連での抜本税制改革の認識でございますが、基本的には21世紀型の税制というのがあるだろうと、つまり、政府介入から市場原理の遵守という形に移りますので、我々がかねてより主張しております、「公平・中立・簡素」という大きな原則、それに従った形で、税制改革の大きな骨組みの議論をしたいと考えております。

1月17日、首相がおいでになったときには、聖域なく、予断なく、予見なく、あり得べき姿を探ってくれという御下問をいただきました。それに沿いまして、大きな原則を立てつつ、税制の総合的見直しをしたい。

活力をどうするか、これは、この諮問会議でも大きな議論だと思しますので、後ほど「公平・中立・簡素」と「活力」の関係は述べさせていただきます。

もう一つ、関心事は、「税の空洞化」という現象でございまして、首相から痛みを分かち合い、努力する者が報われる税制というのが良いだろうということ、1月17日にそういう御注文をいただいております、やはり本来あるべき税の角度から見ると、課税ベースがどうもこれまでの重なる減税政策によって、随分細っているのではないかと、現行では課税ベースが狭過ぎる。そういう意味で、課税最低限の問題がここで出てきている訳でございます。

こういう大きな仕組みの中で、個別の税制についてこれから議論を深めていくということでございます。今日は、時間の制約もありまして、御質問がございましたらお答えしようと思っておりますが、個別の税についてはちょっとスキップさせていただきます。

敢えて第3点を申し上げますと、これは諮問会議へのお願いという格好になるかと思っておりますが、税制調査会だけでは処理できない問題というのがあります。これは、歳出面に及ぶ話でございまして、これは端的に申しまして道路特定財源の話とか、後から西室さんがお述べになると思っておりますが、地方交付税の問題とか、あるいは今後の少子高齢化の中における、受益と負担の関係において、税でやるか社会保険でやるか保険方式かという辺り、これも税調は非常に興味を持っておりますが、保険の方については守備範囲ではないこともございますので、議論がなかなか深まりません。

そういう意味で、歳出面絡み、あるいは税以外の国民負担の辺りは、是非、この諮問会議で、ある基本的な方向をお出しいただくということが得策ではないかと思っております。

それから、今後、いろいろな形で進めていくときの根っこになるのは、家族の問題をどうしようか、あるいは個人単位なのか世帯単位なのかという、例の所得税の基本的な課税の単位の問題がございまして。

老後の扶養といったようなことを考えたときに、どこまで歳出でやるのか、あるいはどこまで税でやるのかという仕切りも、本格的に議論しなければいけないのではないかと問題意識を持っておりまして、是非、家族の問題とか、税の問題、税制のかかわり方等については、ここでも御議論いただきたいと思っております。

これが、中長期的な構造的な視点での改革の方向でございまして、もう一点、短期的にデフレ対策として、税制はどうあるべきか。これは、一部のマスコミ、あるいは政界、経済界では、要望が大になってきていると思っておりますが、我々は、これに対しましては、基本的に慎重な態度を取っております。それには、幾つかの留意点があるからでございまして、1つは過去、バブルが崩壊してから10年間、あるいはそれを超える期間に、所得税、法人税を中心に、大規模な減税をしてき

まして、その効果が限定的であったと思っております。その後遺症が、今の財政赤字の実績ではないかと思っておりますので、そういう教訓を踏まえますと、今、大規模な減税というのが、どれだけできるかと同時に、減税財源、これはどうしても赤字国債とならざるを得ないとなったときの国債の格付け、あるいは国債暴落の危機、そういう問題を考えなければいけないだろうというふうに考えております。

同時に、短期的に税を使うときの、有力な具体策がどうもないのではないかと思っております。色んな形で、問題提起をいただいている。例えば、投資税額控除の話とか、贈与税とか、相続税であるとか、あるいは研究開発投資をどうしようかという話がございまして、それはそれなりに具体的に検討はしたいと思っておりますが、ここぞといった決め手になるものが不足しているなという感じは、正直言って持っております。

それから、経済活性化と税制ということは、この諮問会議でもたびたび御議論になっていると思っておりますが、これにつきましては、我々は次のように考えております。

「公平・中立・簡素」という原則を左に置きますと、右に活力というのが位置すると思っておりますが、一般的に申し上げますと、これはやはりトレードオフの関係にあるんです。と申しますのも、「公平・中立・簡素」というのは、課税ベースを拡大するという方向で、様々な優遇措置、租税特別措置辺りを整理するという方向にいかざるを得ない。

これに対して、「活力」というのは、所得控除であるとか、税額控除であるとか、あるいは加速度償却を踏めて、特定の業界、特定の方々を優遇するという意味において、どうしても課税ベースが狭くなる。そういう意味では、基本的には、バッティングすることもあります。唯一ある組合せは、やはり課税ベースを広くして、税率を下げるということだと思います。これは、レーガンの第 2 期にやりましたレーガン税制改革でありまして、課税ベースを拡大することによって、「公平・中立・簡素」は確保されますし、税率を下げるということによって、民間の活力を大いに期待できる訳です。そういう視点から見ると、我が国でも相続税とか、所得税とか、法人税とか、まだ一段こういう方向で議論できる可能性はあるかもしれないと思っております。

いずれにいたしましても、現在、大規模な減税は考えにくいというのが、基本的な立場であります。ただこれから対話集会を重ねます。そういう意味で、塩川大臣がおっしゃっているように、白紙の状態で国民の声を聞いていきたいということを考えておりますので、その過程におきまして、短期的な視点からも、もう少し注意深くあり得べき有効な手段は何かを探りつつ、1カ月、2カ月の間だと思っておりますが、議論を深めていきたいと考えております。

(西室地方分権改革推進会議議長 以下、「西室議長」) それでは、続きまして、地方分権改革推進会議でございませうけれども、昨年7月に私どもの会議は任命を受けまして、その主なアサインメントは、国と地方の役割分担に応じた事務事

業のあり方、同じく税財源の配分のあり方、それに地方行財政改革推進など、行政体制の整備、これが審議事項ということになっております。

現状で、審議の進め方でございますけれども、国と地方の役割分担において、事務事業のあり方というのをまず一番最初に手を付けるべきであろうと。これを重点的に審議をいたしまして、昨年12月に中間論点整理を公表し、総理にも報告をさせていただきました。この作業そのものは、昨年やりましたのは、言わばファクト・ファインディングをやったということで、現在、始めておりますのは、大体週に1回乃至2回、各省庁のヒアリングのし直し、知事会、市長会及び経済団体ですとか、いろんなヒアリングをやっております。何とか6月までには、中間報告を、この問題、事務事業のあり方についてはお出しできるということになると思っております。

税財源の配分の件でございますけれども、経済財政諮問会議、それから政府税制調査会、こちらの方の税制改革の議論が、どういうふうな形で進むのかということについて、私どもとして皆目、現在では、見当が付かないという状況でございますので、ただし、私どもの方に諮問がある可能性も強いということで、そういう問題意識を持って事務事業の見直しをやっていこうと。そして、その中で税財源配分について、私どもなりの考え方を、これからしっかりと出せるようにしていきたいというふうに思っております。

この税財源配分のあり方について検討するときに必要なことは、地方分権改革という観点から見ると、受益と負担の関係を住民が実感できるという形にする。そして、地域において主体的な判断が尊重されるという、言わば自己決定、あるいは自己責任のシステムというものを作り出せるようにするということが原則であろうと思っております。

それについての考え方ですけれども、地方税財源の充実に当たっては、事務配分に応じた地方税財源の安定的な確保と、地方における歳出規模と、地方税収の乖離の縮小、これがどうやってできるかということが明らかに問題であります。

これについては、昨年の片山大臣からの片山プランで、当面3対2の国税と地方税の割合を、1対1とすることを目指すというふうな御提案があったことは、良く存じております。地方分権推進委員会、私どもの前の委員会になりますけれども、この最終報告でも、歳入中立の下での税源移譲という提言をはっきりしております。

一方、現在の国と地方を通じての巨額の歳出・歳入のギャップ、この現状を踏まえると、歳入中立の形で税源移譲の検討ということをやること、果たしてどのぐらいの意味があるのかというふうな問題を非常に感じております。

そういう意味では、分権委員会の最終報告にありますような、歳入中立の下で税源移譲を行うということは、結局、補助金、交付税の地方税への振替えということになる訳で、そういうことになると、結局、根本問題である税源そのものの偏在、つまり現状では交付税をもらっていないのは東京都だけという状況、そういう状況の解決に余りならないと。そういう意味で、現在、集中的にやっている

事務事業の見直し、国の義務付け、枠付け、そういうものを全部見直して、そして地方で責任を持ってやる範囲をもっと増やすということを作業としてやっておかないと、税源の問題になかなか手が付かないかなという気がしております。

同時に、我々の問題意識は、これはもう一般に、それこそ皆さん方も同様にお考えだと思いますけれども、地方自治体が自立不可能なような規模で現在存在しているということでありまして、3,300 という数、これは明らかに多過ぎる。この合併の推進というのも、私どもももう一つの仕事として、これの推進をお手伝いするという事は、やらないといけないというふうに思っています。

まとまりのない話でございますけれども、現状では問題点だけお話をさせていただいて、終わりにさせていただきたいと思っております。

(竹中議員) どうもありがとうございます。議論を深めるに当たりまして、今日、民間有識者議員から、論点のメモを出していただいておりますので、その御説明をお願いいたします。

本間先生、お願いします。

(本間議員) 小泉税制改革を進めていくに当たって、これからの経済社会を、どういう具合に描くかということが、国民を説得するために非常に重要だと考えておりますし、今お二方の御議論の中にも、潜在的にそういう問題がございました。そういう意味で、このメモが、これからの議論に役立てばということで、お示しをさせていただきました。

基本的に民間議員は、税制改革はやはり構造改革を強力に推し進めることが前提であるということ、それからタックス・イーターの立場からではなくて、タックス・ペイヤーの立場、納税者の立場に立った税制改革を行うということが、小泉税制改革における必須の要件だろうと思っております。

そういうことを考えますと、これからの方向性を少し示した方が良いということで、1～6の項目を挙げてみました。

1つは、国民が自立心ある個人として、しかも多様な価値観、ライフスタイルが共有できるような税制というものを、どう構築するか、これはまさに21世紀型の価値観の共生、あるいは個人の選択への中立性ということを、どのように考えるかという問題。

多くの人々がチャレンジでき、しかもその共通の経費については、負担を分かち合える社会、これをどのように実現していくのかということ。

さらには、これまで紋切り方に「弱者」という言葉が使われてきた訳ですが、それをきちんと定義した上で、税で考慮すべきなのか、歳出で考慮すべきなのかということ、きちんと仕分けをしていく必要があるだろうということが、第1番目の項目であります。

第2番目の項目。創意工夫やリスク負担が報われる。これまで、企業が非常に安定的に成長したということもございまして、個人が企業の中にいるということによって、創意工夫やリスク負担というものが行われてきた訳です。しかし、新たな経済社会状況の中で、必ずしも個人と企業との関係というものが、1対1に

対応できないような状況が起こってきたときに、経済活力というものをどのように再生をしていくかということになりますと、国民の能力の形成の問題がある。あるいは、リスクが取れる社会というものを創っていく必要があるということで以下の3点。

起業・創業がしやすい社会、再挑戦が可能な社会が重要である。機動的に市場に参入したり、あるいは退出したりするということが、行われやすい社会。

これまで旺盛な投資をどういう具合に賄うかということで、貯蓄が前面に出てまいりましたけれども、これが今のあり余る貯蓄を、どのように経済社会の活性化に対して、どのように有効に使うかということで、金融制度のあり方も含めて、税をどう考えるかという点が第2番目。

さらには、これまで輸出を通じて我々は世界につながってきた訳でありますけれども、グローバル化した状況の中で、国内から外に投資をし、外から投資が入ってくるのが難しい状況というものが指摘されております。その点で、国内に成長分野が育まれるような状況というものを、どのように確立していくか。その点については、研究開発等による産業の高付加価値化、あるいは国の内外から日本の中に人材や資本が集積され、活躍できる社会状況、更には地球全体の環境等の整合性が取れるような形での循環型経済社会の構築という形で、需要も含めて、どのように活性化をしていくかという点であります。

4番目は、これから人口減少のトレンドが続く訳でありますけれども、そういうような状況の中において、生活の質を維持しながら、世界のモデルになり得るような、そういう制度改革も含めて、税あるいはその他の問題をどのように考えるかということでございます。

持続可能な社会保障制度が確立されませんと、将来に向かって非常に貯蓄過剰の状況というものを、国民が将来へのリスクというものを過大に考えていかざるを得ない状況を、どのように是正をしていくのか。

あるいは、移行期において、少子・高齢化への対応というものを、世代間の戦争、あるいは対立というものを引き起こさない形で、誘引両立的な制度というものを実現していく道筋を示していくということ。

さらには、家族のあり方、この問題と男女共同参画の社会というものに対して、税というものがどのように、これまでの標準家計を前提とした世界から、是正、あるいは改革をしていくのかというような問題点。

5番目には、政府がやるべきことは当然ある訳ですけれども、それに対して国民の役割分担を、新たな時代状況の中で、再定義をしていく必要があるかと思えます。税の問題、社会保険料の問題を併せて、我々が中長期的に頑健な財源基盤というものを、プライマリーバランスの回復や、更には国民負担の適正な水準というのを、どこに求めていくかというようなこと。そしてその前提として、負担というものが今後予想される傾向を考えますと、増えていくということを認めざるを得ない訳でありますけれども、それが国民から認められるためには、信頼性の高い納税システムというものを、不公平感なく執行面においても効率的な形

で、どのように確立をしていくのかという点。

最後は、地方が自立し、個性と魅力を持つということが非常に重要なポイントだろうと思います。先ほどもお話がございました、国と地方の役割分担と、地方税財源のあり方、更には、国の役割と地域間の格差など、この受益と負担がマッチするという点では、地方できちんと意思決定ができる、制度的な枠組みを作っていくということが、重要な論点になってこようかという気がいたします。

この6つのポイントは、これまで企業を通じながら、人というものが活用されてきた部分から、少し個人のレベルに議論の重点を移すと、人を重視する経済社会の実現に向けて、小泉税制改革というのがどのようにメッセージを与えていくかということが、非常に重要な点であろうと思います。それが一方的に活力や一部のエリートというだけの強調のされ方をいたしますと、誤解をされる部分もございます。これまで築き上げてきた強みや安心感を、更に活かしながら、活力をどのように取り戻すかという視点で、シナリオを描き、税制改革の理念の構築というものが今後求められてくるだろうということで、まとめたのがこのペーパーであります。

以上であります。

(竹中議員) ありがとうございます。石会長と西室議長と皆さん方の御議論が重要だと思っておりますので、御意見はできるだけ手短かに議論の往復が増えるような形で、是非、御自由に御発言をいただきたいと思っております。

(尾辻財務副大臣) 冒頭お話のように、大臣は、今、委員会出席中でございまして、ここに出席できませんでした。大変気にしておりますので、2点、是非、申し上げておくようにということでございましたので申し上げます。

まず、1点目は、国・地方の問題についてでございます。この問題につきましては、市町村合併等による受け皿の整備、国と地方の役割分担の見直し、地方交付税のあり方の見直し、国・地方を通ずる税制のあり方など、総合的な地方行政の改革として取り組むべき課題であります。したがって、国税のあり方、地方税のあり方を、整合的に議論する必要があるかと思っております。何が国税と地方税、それぞれに馴染むかについて、根本的に立ち返って検討する必要がある。その際には、地方自治体の執行能力の問題も勘案して議論していく必要があるだろうというのが大臣の考え方でございます。

2点目でございます。税制の議論を行うに当たりましては、国家観や社会観といった点について、どう考えるのかという問題がございます。その際、家族の問題は重要な要素であると考えられます。家族基本法の制定というのが、かねてからの大臣の持論でありますけれども、勿論、未だ実現しておりません。例えば、親と同居して、扶養や介護をした者と、親の面倒を見ることがなかった者を、同様に扱って良いのだろうかという問題提起でございます。税制の具体的な仕組みについての検討に当たっては、まずこのような点についての基本的な考え方を整理することが必要であろうという考えでございます。

以上、2点申し上げました。ありがとうございました。

(竹中議員) ありがとうございます。片山大臣、お願いします。

(片山議員) 今、石会長、西室議長、本間先生からお話がありまして、私も何点か気が付いたことを申し上げたいと思います。

1つは、税というのは、国・地方が国民に提供する公共サービスの原資なので、だから、公共サービスの質・量と、国民の負担である税は、バランスが取れていなければいけないので、その点の見直しは要るのではないのでしょうか。慢性的に国・地方が財源不足になるというのは、負担に比べてサービスが過剰なのです。過剰と言ったら語弊があるかもしれませんが、これをどう考えるかということが根っこにあるのではないのでしょうか。国民負担というと、すぐ増税かという議論になるが、そういう短絡ではなくて、国民に提供する公共サービスと国民負担のバランスということを、もういっぺん、みんなで考えてみる必要があるのではないかと。その点が、ひとつあると思うのです。

その次に、今まで税の理念と言うか、プリンシプルは「簡素・公平・中立」です。これはこれで正しいのかどうか。ただ中身が時代によって変わるかもしれませんが。「簡素・公平・中立」に「活力」を入れるという考えはありますね。「活力」は、安定的な税制に馴染むのかという議論もある。この辺、21世紀の税のあり方、理念を、もういっぺん考えてみる必要があるのではなからうかと思えます。

そこで、具体論になると、石会長も西室議長も本間先生もみんな言われましたが、税の空洞化ということは、やはり税をおかしくしている。例えば、所得税や住民税は、4分の1から5分の1の人が払っていない。法人税、法人事業税は、7割の法人が払っていない。税は、やはり憲法の納税の義務から言っても、広く薄く、少しでもみんなが負担するということがないと、税というのは成り立たないと思います。みんな等しく公共サービスを受けて、基本的な税を7割以上が払っていないというような税制は、果たして説得力があるのかどうかという気がいたします。

そこで、広く薄く、そして簡素にした方が、活力にもつながると思います。今、租税特別措置が山のようにあって、だんだん整理していますが、これでいろんな政策を税制で助長し、奨励し、誘導しようということですが、効果がそれほどあるのかどうか。その意味では、もういっぺん洗い直してみて、空洞化をなくし、課税ベースを広げる、課税ベースを広げることによって、税率は落ちるので、その辺をひとつ考えてみるべきではなからうかと思えます。

そして、最後にひとつ、今、財務副大臣からお話がありましたが、私は国と地方の役割分担ということの上立った、国・地方の税財源を見直すということが必要と思う。総理が言われるように「地方でやれることは地方へ」ということは、地方は今より役割が大きくなる。もっと地方がやれということなので、やはり税源移譲は現実の課題として考えていただかなければならないと思います。何度も同じことを言いますが、6対4の国・地方の税の取り分を、実際の仕事は65ぐらいいやっている。だから、25が補助金と交付税で、せめて税を50対50にして、補助金の割合を減らす、交付税の割合を減らすということは必要だと思えますが、西

室議長が言われるように、歳入中立だったら意味がない。銘柄が変わるだけですから。銘柄が変わるだけではなくて、地方の取り分全体を大きくしてもらって、しかもその中で銘柄を変えていただく。自前の地方税のウェートを高めてもらう。まず、補助金を減らす。その次は、交付税を減らすということだと思います。

(竹中議員) ありがとうございます。どうぞ、西室議長。

(西室議長) 一番最後の片山大臣のおっしゃられた件について、少し私どもの間でも論議しておりますけれども、おっしゃられるとおり、地方の方が仕事をしている部分、それをちゃんとカバーしてやらなければいけない。これも事実ですけれども、地方分権というのは何のためにやるのかということを考えると、地方でできることは地方へということに移す。それで、中央政府が小さくなって、地方に大きな政府がぞろぞろできる。これでは本末転倒、何も変わらないということだと思います。地方の方で、やはり実際の受益と負担というのが実感できるような形を、どうやって作り上げるかというのが同時にないと、地方そのもののサービスが、現状で果たして正しいかどうかという議論が勿論ありますし、それについてしっかり住民の目から見られるような形の負担と、それに対する報酬というものもしっかり分かるようにしていく必要があるように思います。

(片山議員) ちょっと補足しますが、地方に税源移譲する場合には、西室会長も言われましたが、受け皿である地方団体の規模・能力を強めていく。人材も、進んで地方団体に入っても良いというようにすることが1つ。

もう1つは、自浄システムをきっちり作らなければいけませんね。今度のある県知事の事件なんか見ますと、本当に憂鬱になるのですね。ある市長の事例では、口利き業の方に、やすやすと乗っている。そういう自浄システムが必要です。外部監査入れました。しかし、あれでも不十分で、地方議会の活性化と並んで、そこをしっかりとしないと、地方に税財源を渡すと、汚職の地方拡散ということになると言われる。是非、その点は、合併と併せてやる必要があると思っています。

(竹中議員) 平沼大臣。

(平沼議員) 皆さん方の御意見というのは、ごもつともだと思っております。今、デフレというのが非常に深刻な状況になってきているので、中長期的というのは良いんですけれども、短期的に見てこのデフレを克服することを税制でやるということは、不可能ではない。短期的に効く、例えば、住宅関連で何かインセンティブを与えることをやることも必要だし、また、研究開発、投資促進、そういったことをやることによって、私は随分、経済が活性化すると思っていますので、やはりこういうことも中長期と、それからこのデフレ対応策、そういう中での税制というのを、やはり真剣にこの場でやっていくべきだというふうに思っています。

(竹中議員) 奥田議員、どうぞ。

(奥田議員) 私も、今、大臣が言われた話と同じでございまして、税制については、中長期で考える話と、今回のデフレの対策に絡んでやるものと、2つに分けて考えた方が良くないかと思っています。

特に、私が思うのは、日本で今、内需拡大と言いますと、正直言って欲しいものは何もないと。この前もテレビを見ていたら、「一番欲しいものは何だ」と言いますと、一番初めに出てくるのはレジャーとか旅行なんです。私は、家が出てくると思ったら、全然出てこないんです。ある人が「家はどうなんですか」と言ったら、「家はドリームだ」と。ということは、結局、国民の手に入らないと誤ってしまっている訳です。だから、そういうような住宅税制と言いますか、そういうような住宅のインセンティブでは拙いので、日本は世界第 2 位の経済大国になりながら、着ているものも凄く良いもの着ているし、食べるものも良い物を食べていて、家だけは逆に、特に、大・中都市の家は非常に貧しい。だから、そこには大きな内需喚起の突破口があると思いますから、それは税制の中でもデフレの対応策と言いますか、景気浮揚のきっかけとしても考えていただきたいと思いますが、悩ましいのは、財源は一体どうするのかという話はひとつあると思います。

(石会長) 今の問題、政府税調でも非常に関心を持って議論はしております。

研究開発というものに、ある投資税額控除なり即時償却などという、法人税の世界というのは、多分議論としてはあるんでしょう。

それが、これに対して今の財源の問題がありますが、既に租税特別措置で、この種の話は中小企業を中心としていっぱいあるんです。税調で出た議論は、既存の租税特別措置に入っているものを整理して、集中的に R & D もドカッというほどの効果があるんじゃないと。そういう意味で、スクラップ・アンド・ビルドの一種になるかもしれませんが、そういう発想が出ているということなんです。やはり、既存の仕組みをもう少し見直すという視点から、新しいものを生み出すという、古いものには手を付けずで、新しいものだけぽんとやるというのではどうも拙かろうという問題意識を持っています。

住宅もまさにそのとおりなんですが、住宅で、今、非常に危機を感じておりますのは、所得 1,000 万円くらいの給与所得の人が、今はノータックスなんです。それは住宅控除のためです。だから、900 万円とか 1,000 万円稼ぐサラリーマン、片やかなり税金を払っているのに、片やゼロになっている。家を建てて、借金をしたがゆえにですね。これは 1 つの税の空洞化なんですけれどもね。

そういう辺りはどう議論したらいいかという問題もあるし、やはり既存のものを見直しつつ、新しく何か集中的にやるという視点が私は重要じゃないかと思えます、もしくはデフレ対策で税を活用するなら。

(速水議員) 中央銀行の立場から、特に、金融に関連した税制について述べてみたいと思います。簡単に申します。

税制が、経済活性化とか不良債権の処理面で重要なことは申すまでもございません。そういう意味で、以下、4 つの点を申し上げてみたいと思います。

1 つは、株式市場を通じてリスク・キャピタルの供給を促すこと。キャピタル・ゲインとキャピタル・ロスを柔軟に通算する手立てを講じていくことが重要だと思えます。

2 つ目は、不動産の流通や証券化。これを活発化させることが必要だと思います。このため、不動産の取得等にかかる税制を見直していく必要があるんじゃないかと思います。

3 つ目は、企業のリストラや中長期的なリスクテイクを活発化させることが必要だと思います。損失の繰越しとか、繰戻しとか、そういったものを弾力化させて、課税負担の軽減を幅広く認めていくことが有効だと思います。

4 つ目は、金融商品、それから取引のイノベーションを促していくこと。新たな商品等にかかる税制上の取扱いが事前に明確であることが鍵ではないかと思います。

これらの観点から、税制を見直しますと、短期的には税収が減少する可能性があります。しかし、中長期的には経済活性化を通じて税収増につながっていくというふうに思います。税制の見直しにつきまして、税当局では、既に色々努力しておられると思いますが、私どもの観点から以上のことを申し上げさせていただきます。

(竹中議員) 今までの議論、たくさん出てきておりますけれども、恐らく石会長がおっしゃったことで、経済活性化と税、経済活性化と「中立・簡素・公平」というのは、基本的にはトレードオフである。しかしながら、課税ベースを拡大して税率を下げるということに関しては、非常に前向きに考える要素がある。これは、これまでもこういった場で議論されてきたことと非常に関連する問題なのだと思います。

もう 1 つは、これも石会長もおっしゃいましたし、西室議長もおっしゃいましたけれども、税だけではなく歳出の話もそうだと思いますが、更に片山大臣がおっしゃった市町村の枠組みの話とか、そういった枠組み作りとどのように、恐らくは、それを総合的に考えるのが諮問会議の役割だと思いますが、それをどのような時間軸で考えるのかというのが、恐らく、議論しなければいけない重要なポイントなのではないかと思います。

もう 1 つは、活性化と税源の問題をどのように考えるのか。これは、国と地方の税源の問題にもなるし、これまた税源の問題も、今、速水総裁がおっしゃったように、どのような時間軸で考えるのかということが大きなポイントになるかと思っています。

ほかの点につきまして、少しまだ時間がありますので。牛尾議員どうぞ。

(牛尾議員) 有識者議員提出資料は、構造改革の方向性を想定して作成したものです。これは、経済活性化政策の基礎的ペーパーにもなるんです。経済活性化とそれを実現するために税制をどう考えるか、表裏一体の問題で、技術的には、これまでの税制の「簡素・公平」と、経済活性化はトレードオフの部分もあるかもしれないけれども、基本的には新しい構造の社会を創るという面においては、整合性も考慮しなければなりません。私は、今、片山大臣がおっしゃったように、広く薄く簡素に、かつグローバルにということがこれから非常に大事なのであって、「公正」とか「中立」という主観的な概念は、時代が変わってきたときには、「公

正とは何か」、「中立は何か」と、非常に分かりにくいんです。税の空洞化も、タックス・ペイヤーとしてどう考えるかという立場になると、色々な「公正」があって、抽象概念を議論しても仕方がない部分があるので、こういう社会を創るんだということについて、若干、議論を詰めれば、自動的に答えが出てくるのではないかという気が私はする訳であります。

ただ、非常に大事なことは、税収が50兆円から逡減しつつある。どんなに増やしても、これから5年か6年間で60兆円に税収が増えるのは難しい。80兆円の歳出のスケールというのは、かなり大きい。83、84兆円を、小泉総理が歳出を3兆円減らしただけで、「景気無視の緊縮財政だ」などと言うのは間違いであった訳で、収支放漫度が、「極端放漫」か、「やや放漫」か、「かなり放漫」というだけの差であって、次元が違う訳です。このペーパーも、小さな政府とか個人の自立とか、色々なことを書いているが、基本的には税収が10兆円くらい増えて、歳出は70兆円くらいにならないとできない。地方と中央、官と民の役割分担の大まかな作業を行うべきです。そのところは触らないで、適当に上手くやるというのは無理です。ここまで来ると無理があります。

今、おっしゃるように、国民負担率は、45%から50%だというのも、土光臨調のときに議論になったけれども、この緊縮期には絶対45%にすべきとの議論がなされた。しかし、財政赤字があったのでは、租税負担と社会保障負担を足して35%で、10兆円の赤字を出している訳ですから、結局、45%まで上げねばならないことを最初に議論しなければならない。そこに手を付けなくて、小手先の技術で上手くやるというのは無理だという現実を国民に伝える必要があると私は思っております。

(平沼議員) 牛尾議員の言っておられる意味は非常に良く分かるんですけども、現実論として、今の80兆円の歳出を70兆円にしてやるということになると、今、非常にデフレで縮小傾向になる。それに拍車をかけるということにつながって、元も子も無くなるという可能性もある。今、色々議論が出ていますけれども、例えば、英国にしても何にしても、少なくとも現状以上を超さないという形の中で、中長期的になるべく軽くしていく。だから、現実論から言うと、それは非常に理想的には私はそうだと思うけれども、非常に現実論としては難しいと思います。

(牛尾議員) 経済活性化というのは非常に大事で、経済が活性化して雇用も増えれば、税収は増える訳です。活性化し、または、株価も上がるということになると、アメリカの例のようにキャピタル・ゲイン税収も非常に増える訳です。今、歳出を減らす議論が多いが、税収を増やすという方向に行くためには色々な要素があって、その議論がまだ欠落しているんです。

(片山議員) 先生方が言われたように、中長期の課題と短期の課題は分けた方が良くと思います。中長期は、骨太で安定した税制というものを目指すべきです。いっぺん決めたらそんなちょこちょこ動かさないような。

短期は、石会長もちょっと言われましたけれども、今の租特を、色々な控除などいっぱいありますから、全部洗い直して、戦略的な分野に集中すべきです。住

宅だとか自動車だとか廃棄物処理だとか都市再生だとか、やるんなら短期に限ってどっとやる。例えば、自動車税のグリーン化等を導入しましたね。低公害かどうか。もの凄く評判が良い。あれは、ほぼ税収中立なのです。ああいうことを少し戦略的にやるということはあると思います。それをどこまでどうやるか。財源との見合いですけれども、その点はあると思います。

(竹中議員) 今、片山大臣がおっしゃったこと、分かり易く、安定的にということに関連するんですけれども、簡素の話を石会長からもう少ししていただきたいなという気がするんです。

(石会長) 「公平」・「中立」が主観的であると、牛尾さんがおっしゃられましたけれども、まさにそのとおりで、「中立」は比較的メジャーであっても、「公平」は主観ですからね。自分の税金が一番少ないのが誇りと思っている人もいますから。

税金を一銭も払っていない人が重税感があって、不公平だと言うのは、世の中の常ですね。そういう意味では、公平というのは、まさに倫理的な問題で、ノーマティブですから、難しい。

簡素は、ある意味で申告納税のやり方とかね。簡素の典型的なのは、日本における源泉徴収です。所得税80数%は源泉徴収です。普通のサラリーマンで、医師とかキャピタル・ゲインの人は税務署と関係ないんです。この意味では、日本の税制というのは非常に簡素です。ただ、この結果、タックス・ペイヤー意識がなくなって、納税者意識が無いから、減税しろと言いつつ、公共サービスを増やせという矛盾した話をする。

今、実額控除に給与控除をしてはどうかという話もあるんです。給与所得控除が非常に大き過ぎる。したがって、実額控除にすると、実際に自分で計算しますからね。そういうこともあって、私は簡素については、更に一段踏み込むということになると、心配なのが連結納税とか、あれは極めて複雑になりつつあります。

だから、新しいことを仕組むときに極めて複雑な要素を放り込む。証券税制は、また複雑になりますね。それをどういうふうに持っていか。

様々なところで主張されていますように、「二元的所得税」というのは有力な考えだと思っているんです。資本所得と勤労性所得を分けてね。特に、速水総裁がおっしゃったような、金融面での税制といういのは一括りにした方がはかるに良いと思っているんです。今、様々分けていますけれどもね。私は、二元的税論みたいなものは、簡素につながる一つの考えだと思っていますけれども、これを税制でも、税調でも議論してみたいと思っています。これは、比較的まだ突破口があるのではないかと考えています。

(奥田議員) 私は、一番大事なことは、21世紀の個人のライフスタイル、これが今まで20世紀にやってきたライフスタイルを個人的に見直してみるべき必要があるし、これを変えていかないと、やはり日本は変わらない。小泉改革が目指すところもそういうところにあるのであって、最終的には今まで我々はダラダラとこの50年間、こういう制度が良いんだということで、極端に言えば教育制度にしても、

塾がどんどん増えてきて、子ども 1 人に塾に行かせると 10 万円かかるとか、5 万円かかるとか、そういうようなものでお金がかかるから給料を寄越せとか、上げろというのはもってのほかだと。今は、政府も変わりつつあるし、企業も変わりつつあるし、一番大事な話は、組合員とか、個人のライフスタイルをもういっぺん欧米と良く比較して、本当に贅沢であるのか、贅沢でないか、これが一番良いのかどうか、ということを考えていくことが一番大事なメッセージで、このライフスタイルが変わってくると、税制も相当色々なところで影響があちこちで出てくるという可能性がある。私たちも悪いんですが、組合が給料を上げろというところすぐ受けてしまう。それは良くない。現実にはあれは 2% というのは給料が上がっているのではなくて、段階的に上がっている。内転している部分だけであって、実際には個人個人では給料は上がる訳です。それは 2% くらいなんです。ともかく、給料は定期昇給分だけ上がるものだから、そういうものの中で、本当に今まで我々が 50 年間やってきたライフスタイルというのが本当に良いのかどうか、良く考えてみないといけない。今の日本の生活を見てみると、昼にみんなで集まってフランス料理を食べたり、そういうお金を取る代わりに、塾に行く金だとかをみんなで負担したり、それで大事なことは全然やられていない。これも、税制とは非常に関係のある話なので、いっぺん首相からメッセージで、「個人も目覚めろ」ということを言うべき時期じゃないと思うんです。もうちょっと分かるように、「こんなことをやっているけれども、こんなことは駄目だ」とか。外国から帰ってくると、本当に日本というのは、何か次元の違う世界に入ったという感じがします。

(本間議員) 先ほど石会長の方から、日本の所得税制は簡素だと。源泉徴収の問題が出ました。これが今、奥田議員のおっしゃる問題と非常にリンクしている訳です。広い意味でコンプライアンス・コストというときに、今、簡素というのは、取る側からすると、非常に簡素で良い訳ですけれども、実は、企業がそれを全部負担している訳です。個人情報も含めて、全部集めて、便利良く国に納めていただいている部分がある訳で、トータルなコストは非常にかかっているんだろうと思うんです。

そういう意味で、個人と企業の関係、国と個人との関係等を見直していくときに、IT 化が進んでおります。インターネットで申告もできるような状況になっておりますから、そこははっきりと納税の意欲を高めて、受益と負担をはっきりと分らせるためにも、できるものから電子納税を含めて、検討すべき時期に来ているんじゃないかという感じを持っております。

これは、社会保障個人会計が、基本方針の中で提案しておりますから、受益とどのようにリンクさせるかということも含めてやるべきテーマではないかと思えます。

もう 1 つが、「中立」という言葉が、使う論者によって全然違うという問題があるんです。「中立」というのは、経済学的には税を一定に取らなければならないとして、経済の活力に阻害を与えないのが最も中立的だというのが、中立性の

定義であります。そういう意味では、若干、活力の問題と別に中立が議論されている節がある訳ですが、実は、経済学的には「中立＝活力」、経済の効率化という問題になっている訳で、ここの部分のところを少し論理的な定義の仕方を揃えておく必要があるのだらうと思います。

それから、執行面でもう 1 つ申し上げますと、恐らく政治的な抵抗が強い部分は、古い租税特別措置を擁護する力が非常に働くのに対して、本当はそのところを強化しなければならないのに、力関係でそこが止めて、古い温存型だけの租税特別措置が残るということになると、これは最悪の結果になる。そういう意味ではスクラップ・アンド・ビルドという形を徹底する必要があります。租税特別措置というのは、原則的には時限になっているのに、全部それが自動継続されているという部分がありますから、ここはきちんとサンセット方式をはっきり打ち出すということが重要なのだらうと思います。

(石会長) 今年 10 個くらい租税特別措置を止めて、多分 8 個増えたんだよ。だから、そのくらいの関係になっているんですよ。ネットで減らすということは並大抵ではないということでしょうね。

(竹中議員) ありがとうございます。時間を後に残さなければいけませんので、今日の御議論は、大変重要なポイントを御指摘してくださっていると思います。

敢えて整理すれば、どういう社会を創るのかということから考えろ、と。21 世紀のライフスタイルだということ。

それと、歳出と一体化して議論しよう、と。歳出規模が今のままでも良いのかということも含めて議論しろ、と。さらには、税の空洞化に関連して言うならば、課税ベースを広げて薄くかけるということは、避けられない方向である、と。同時に、短期的なものにも配慮する必要がある。それに関しては、思い切った選択と集中を行うという発想だと思います。

それと、様々な制度改革との間で時間軸をどう設定していくかということは、かなり重要な設計上の問題だと思います。

それと、受益と負担が、今の徴収の話にしても、国と地方の話にしても、受益と負担を明確にしていくというのが、まさにライフスタイルとの関連でも重要だということではないかと思います。

以上の議論を踏まえて、更に議論を詰めてみたいと思います。

(牛尾議員) 昨日から急激な円高になってますが、財務大臣の方で、もし見解なり見方があれば、簡単で結構ですから、お願いします。

(尾辻財務副大臣) 格別な見解がある訳じゃございませんが、確かに急激な動きでございませう。そこで大臣も何と言っているかと言いますと、「引き続き、相場の急激な変動については警戒を怠らず、必要があれば適切な措置を取る所存である。」。このように表明しておられるところでございまして、私から申し上げるのはここまででございます。

(速水議員) 日本銀行による追加措置を市場がどう受け止めているか、簡単に述べさせていただきます。

先ほど、初めに竹中大臣から10-12月のGDPがマイナス1.2%という寂しい数字が出ましたけれども、私どもは3月末について、今度はペイオフ解禁もありますし、株価が下がるようだ大変だという感じもありまして、2月末にかなり思い切った緩和策をやりました。4つある訳ですが、1つ目は、年度末に向けて一層潤沢に金を出すというんで、当座預金10兆円から15兆円という目標にかかわらず、期末にかけて青天井で資金を供給することにいたしました。

2つ目は、長期国債の買入れを、月8,000億円というのを1兆円ということに増やしました。

3つ目は、ロンバート貸出。これは、金融機関が、担保さえ持って日銀へ飛び込んでくれば、貸出を行う仕組みですけれども、それを3月1日からは4月15日までは全ての営業日を通じて公定歩合で利用して良いですよということにしました。

4つ目が、銀行が預金保険機構に貸している貸出、それから交付税特会に貸している貸出。これはどっちも16、17兆円あるんです。それを、適格担保にして、銀行が日銀借入などの担保に利用できるようにすることの検討を進めることにいたしました。まだ、具体的にはこれから決めるんですけれども、それだけのことをやって、かなり思い切った緩和だというふうに市場は受け取ったように思います。たまたまアメリカに明るい兆しがあって、それから、株の空売りが規制されたということも重なって、ここのところ言ってみれば「トリプル高」という状態で、市場は非常に落ち着いています。期末は大丈夫だという感じ。日銀当預の残高の方は、20日を過ぎて行けば、また20兆円くらいになるかもしれません。

(竹中議員) その点につきましては、また来週の月例等々でも引き続き議論させていただきたいと思います。

総理何かございますか。

(小泉議長) 経済というのは生き物で難しいと思いますが、税の議論は、たとえ短期、中期、長期というものであっても、短期をやるにしても、中長期的視点が無いと私は効果が無いと思います。今までのデフレ対策だとか、景気対策だとかやって、現状のまま減税要求が出てくると、かえってまた歪なものになる。時期的にどういう時期は、ずれがあっても当然ですけれども、短期的なものをやるにしても、必ず中長期的に必要なという観点から短期のものを考えてもらわないと合理化にならないと思うんです。

税調は、減税要求ばかりです。予算のときは、財政支出要求ばかり。この経済財政諮問会議は両方見る良い機会でありますので、非常に難しい選択肢の狭い状況ですけれども。これは、「今の予算は緊縮予算だ」と言っている人は間違いだと私も何回も言っているんですけれども、未だに党内の一部はこれを分かっていない。デフレ対策にしても、景気対策にしても、財政放漫では効果は出ません。財政規律は、デフレ対策は矛盾しないんです。そこら辺を良く考えて、これから税制と財政の両方を考えていきたい。

特に、これは税財源のあり方を考える場合には、地方の仕事と中央の仕事、こ

の仕事の役割分担も考えてもらわないと、本当の地方自治は育たないです。いつも中央に陳情に来る、そして中央に頼めば金は来る、というんでは地方自治が育たない。

この機会に総合的な税制改革ですから、地方の税財源を考える場合には、地方の仕事と中央の仕事、この役割も良く考えてください。そして、地方自治、地方分権につながるような地方税の改革も、是非、この際一緒にやっていただきたいと思います。

(竹中議員) ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の会議は終了いたします。議事録等はいつものとおりにさせていただきます。

ありがとうございます。

(以 上)